

資格登録停止措置の概要

- 資格登録停止措置業者名
弥富建設株式会社(愛知県弥富市鯛浦町西前新田67)[1000024763]
株式会社佐藤工務店(愛知県弥富市鯛浦町西前新田21)[1000005222]
- 資格登録停止措置の期間
令和8年5月26日 ~ 令和8年8月25日(3ヶ月)
- 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社が所掌する地域
地域2 東京支社が所掌する地域
地域3 金沢支社が所掌する地域
- 事実概要
当該資格登録者は、愛知県弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害罪で令和8年3月4日に起訴され、同日、代表取締役が公契約関係競売等妨害罪で略式起訴された。
- 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者の代表取締役が、公契約関係競売等妨害罪で略式起訴されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第7号(公契約関係競売等妨害又は談合)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事・調査等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第9号に掲げる場合を除く。) イ 代表役員等	全地域について 逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内

○問合せ先 中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)